

京都市記念植樹奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「京都市緑の基本計画」に掲げる基本方針のひとつである「市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり」の一環として花木による名所をつくるとともに、まちなかに花と緑豊かな空間を創出することを目的とした市民・企業・団体（以下「市民等」という。）の記念植樹を奨励する事業の実施に必要な事項を定めるものである。

(事業内容)

第2条 市長は、慶事を迎えた市民等で、植樹に要する費用の一部を負担して記念植樹を行う者を募り、集まった負担額に応じた本数の樹木を植栽し、管理する。

2 市長は、植樹した場所に記念プレートを設置するとともに、記念植樹を実施した市民等に記念植樹感謝状を贈呈する。

(対象となる市民等)

第3条 本事業により記念植樹を行うことができる市民等は、京都市内に居住する個人又は京都市内に店舗・事務所等がある企業・団体とする。

(対象となる慶事)

第4条 本事業の対象となる市民等の慶事は、募集年前年の年始から募集年の年末までの間のもので、以下の各号に該当する事由とする。

- (1) 誕生
- (2) 入学、卒業
- (3) 就職、退職
- (4) 結婚
- (5) 還暦、喜寿、米寿等
- (6) 住宅の新築、購入、転居等
- (7) 企業・団体等の設立記念日等
- (8) その他、本事業の趣旨にふさわしい記念日等

2 前項各号に該当するかどうかの判断は、本事業の趣旨及び公序良俗等に照らして建設局長が行う。

(植樹の募集)

第5条 記念植樹の募集に当たって、市長は、以下の各号に掲げた内容を明示し、植樹希望者を募集する。

- (1) 植樹予定本数及び募集口数
- (2) 樹種
- (3) 植樹場所
- (4) 植樹実施時期
- (5) 募集期間

(6) その他必要な事項

- 2 植樹予定本数及び樹種は、当該年度の予算及び植樹場所の面積・環境等を考慮して市長が決定する。

(植樹の申込み)

第6条 植樹希望者は、別に定める申込書に必要な事項を記入し、前条第1項の募集期間内に申し込むものとする。

- 2 1件を複数名で申し込む場合は、1名につき1口以上申し込むものとする。

(植樹者の決定)

第7条 市長は、申込書の記載内容を確認し、適当と判断した場合、植樹希望者を植樹内定者とし、植樹に要する費用（1口当たり1万円）及び入金方法を記載した別に定める記念植樹者内定書を送付する。申込口数が募集口数を上回る場合は、抽選により決定する。

- 2 植樹内定者は、指定された期日までに申込口数分の費用を本市に支払う。指定された期日までに支払いがなされない場合は、記念植樹者内定書は失効する。
- 3 市長は、植樹内定者からの入金を確認したのち植樹者として決定し、記念植樹実施日時、植樹場所等を記載した別に定める記念植樹者決定書を送付する。

(記念植樹の実施)

第8条 市長は、植樹者とともに、指定した日時と場所において、植樹を実施する。ただし、当該日にすべての樹木を植栽することが困難な場合は、別途植樹を行うことができる。

- 2 植樹本数は、申込口数5口につき1本とし、5口に満たない分は1本に切り上げる。
- 3 1件につき5口の申込みがあった場合は、個人、企業又は団体名による植樹を行うことができる。
- 4 市長は、植栽した樹木の近辺に、本事業による記念植樹であることを記した記念プレートを設置する。
- 5 植樹者は、植樹の実施に際し、前条第3項の記念植樹者決定書を提示するものとする。
- 6 植樹者が出席できない場合、事前に申し出ることにより、他の者が代理することができる。

(記念植樹感謝状)

第9条 市長は、次の各号に掲げる内容を記載した別に定める記念植樹感謝状を作成し、植樹者に贈呈する。

- (1) 記念植樹実施日
- (2) 植樹者名
- (3) 慶事の内容
- (4) その他必要な事項

- 2 記念植樹感謝状は、原則として申込み1件当たり1枚とする。

(樹木の管理)

第10条 市長は、記念植樹された樹木（「以下「記念樹」という。）に関して以下の各号の内

容を記載した記念樹台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

- (1) 記念植樹実施日
- (2) 植樹場所
- (3) 植樹本数
- (4) 樹種
- (5) 植樹者名及び連絡先（住所、電話番号）
- (6) 慶事の内容
- (7) その他必要な事項

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。